第１編　総　　則

第１章　総　則……１－１－１－１
第２章　工事費の積算……１－２－１－１
第３章　一般管理費等……１－３－１－１
第８章　時間的制約を受ける土木工事の積算……１－８－１－１
第９章　土木請負工事における現場環境改善費
　　の積算……１－９－１－１
第10章　工事における工期の延長等に伴う増加
　　費用の積算……１－10－１－１
第13章　設計変更……１－13－１－１
第14章　その他……１－14－１－１

頁

第１章　総　　則

１　適用範囲等・・・

第１章　総　　則

１　適用範囲等

１　適用範囲

本基準書は、本市建設局（下水道事業は除く）における土木工事、公園工事、電気通信設備工事、土木機械設備の製作据付工事を請負施工に付する場合の工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」とは、「令和８年度版国土交通省土木工事標準積算基準書」を指すものとし、本基準書に記載のないものについては、「令和８年度版国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。

なお、積算基準の改訂の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。

（前 期 改 訂：　４/１）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、労務単価
（基準書改訂：１０/１）歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算大系
（後 期 改 訂：１０/１）資材単価、市場単価、土木工事標準単価、特別調査単価、賃料、損料

ただし、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の適用年月については、国土交通省の適用月に準ずることとする。

２　設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

第２章　工事費の積算

１　直接工事費

１　材　料　費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

（１）数　量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

（２）価　格

価格は、消費税相当分は含まないものとする。

設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料（「ＷＥＢ建設物価及びデジタル土木コスト情報」又は「積算資料電子版及び土木施工単価電子書籍」をいう）等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合も、設計時の類似品価格とする。

１）設計単価の取扱いについて

設計単価の決定方法は、原則として次のとおりとする。

(イ)局設定単価による場合

・局設定単価は、工務課（工事監理担当）において決定する単価である。
局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

(ロ)物価資料等による場合

・上記（イ）によりがたい場合は、「ＷＥＢ建設物価」又は「積算資料電子版」に掲載されている実勢価格については、低廉価格を採用する。

・施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）については平均値を採用する。ただし、大きい方の有効桁数が３桁未満のときは、決定額の有効桁は３桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

例１）入力価格の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

ＷＥＢ建設物価　33,500 円(有効桁 3 桁)　　積算資料電子版　34,000 円(有効桁 2 桁)
平均値　　33,750 円
決定額　　33,700 円(有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て)

例２）入力価格の有効桁数の 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合

ＷＥＢ建設物価　560 円(有効桁 2 桁)　　積算資料電子版　570 円(有効桁 2 桁)
平均値　　565 円
決定額　　565 円(有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て)

・公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

・採用については、価格変動が著しい資材（鋼材関係・アスファルト混合物、生コンクリート）を除き、前期は３月号、後期は９月号を適用する。

・施工パッケージ型積算方式に用いる基準材料単価（東京単価等）については国土交通省の適用月に準ずることとする。

(ハ)特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）による場合

・上記(イ)及び(ロ)によりがたい場合は、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）によるものとする。

・特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）は、年２回（前期改訂時、後期改訂時）工務課（工事監理担当）において決定する単価である。

（特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）とは、工務課（工事監理担当）において複数の設計担当が必要とする単価をあらかじめ調査し、決定するものである。）

(ニ)特別調査単価（随時調査）による場合

上記(イ)、(ロ)及び(ハ)によりがたい場合は、原則、特別調査単価（随時調査）によるものとする。

ただし、随時調査は下記条件の場合に実施するものとし、条件に満たなかった場合は、次項の見積りによるものとする。

・調達価格（材料単価×使用数量）が 500 万円以上の場合、又は１資材の材料単価が 100 万円以上となるもの。

なお、随時調査の対象となるかの判断方法は、下記のとおりとする。

・調達価格（材料単価×使用数量）を確認するため、担当課長又は事業所長から参考見積りを３社以上から徴収し、見積り又は随時調査によるかの判断を行うものとする。

・同一工事の１資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ただし、他工事の実績や物価資料及び「特別調査単価」の類似品目から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

(ホ)見積りによる場合

・見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、担当課長又は事業所長から見積り依頼を行う。

・見積りは原則として３社以上から徴収し、最低価格の１００％を採用する。

ただし、やむを得ず１社のみの見積りとなった場合にもその価格の１００％を採用する。

なお、見積りは設計基準月における実勢取引価格であることを確認する。

(ヘ)市場単価及び土木工事標準単価については上記(ロ)に準じるものとする。ただし、「ＷＥＢ建設物価」「積算資料電子版」を「デジタル土木コスト情報」「土木施工単価電子書籍」に読み替えるものとする。なお、適用にあたっては設計条件に応じて単価補正等を適正に考慮した単価を採用する。

・採用については、前期は冬号、後期は夏号を適用する。

(ト)価格変動が著しい資材単価の取扱いについて

価格変動が著しい資材単価の取扱いについては下記の通りとする。

・アスファルト混合物（割増額及び乳剤を除く）及び生コンクリート（割増額を除く）、鋼材（二次製品及び非鉄金属を除く、スクラップを含む）については物価資料に掲載されているものは設計基準月号を採用し、掲載のないものは年２回実施する特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）等によるものとする。

・その他、主要資材単価の価格変動が著しい場合は、工務課（工事監理担当）で臨時単価を決定する。

２　歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は本基準書、国土交通省土木工事標準積算基準書の土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、見積の取得により歩掛の構成を決定する。

見積の場合は、原則として３社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、最低価格となる歩掛の１００％を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積を徴収し、妥当性を確認した上で採用してもよい。

なお、単価等については、本積算基準書によるものとする。

３　施工単価、材工共単価

歩掛によらず施工単価及び材工共単価を求める場合は、１．材料費（２）価格に準じて求めるものとする。

価格を比較する場合の機労材単価は、採用する設計書の設計基準日の価格を基本とする。

４　諸雑費及び端数処理

（１）諸雑費

１）諸経費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

２）単価表

(イ)単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字４桁になるように原則として所定諸雑費率の限度いっぱいの端数を計上する。

(ロ)単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字４桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ)金額は「諸雑費」の名称で計上する。

３）内訳書及び工種明細書

諸雑費は計上しない。

（２）端数処理

１）工種明細書及び単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は１円未満を切り捨てし、１円までとする。

２）歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第４位を四捨五入し、第３位とする。

３）共通仮設費の率計上の金額は、1,000 円未満を切り捨てし、1,000 円単位とする。

4)現場管理費の金額は、1,000 円未満を切り捨てし、1,000 円単位とする。

５　積算数値

積算数位の取扱いは、次のとおりとする。

１）細別の積算数位

工事目的物である細別（レベル４）の積算数位は、工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事編）土木工事数量算出要領（案）に記載の、細別ごとの「内訳明細書への表示数位」及び、工事請負共通仕様書（公園緑化土木工事編）　公園緑化土木工事数量算出要領に記載の、「第５章　数量計算の単位及び数位」による。

２）表の積算数位

細別（レベル４）より下位の単価表の積算数位は、適用基準各項の記載事項に従う。

なお、基準各項に特段の記載がなく、算定結果から積算数量（歩掛）を求める場合には、積算数位は、小数第３位（小数第４位四捨五入）を基本とする。

６　建設発生土の取扱い

建設発生土については､再資源化受入施設から､受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。なお、運搬距離の算出にあたっては、次の１）～３）項によることとする。

１）運搬距離は、施工現場の中間地点から再資源化受入施設までとする。

２）施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。

３）運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルートを標準とし、安価となるルートを選定する。

７　産業廃棄物の取扱いー１

産業廃棄物（路盤材、アスファルト切削殻・破砕殻およびコンクリート破砕殻（無筋・有筋））については、/再資源化施設から、受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、運搬距離の算出にあたっては、次の 1)～3)項によることとする。

１）運搬距離は、施工現場の中間地点から施設までとする。

２）施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。

３）　運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルートを標準とし、安価となるルートを選定する。

８　産業廃棄物の取扱い－２

産業廃棄物（廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、陶管、ﾚﾝｶﾞ 等）については、再資源化が可能なものについては、再資源化施設、または中間処理施設から受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、再資源化が不能なものについては、最終処分施設より、受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、運搬距離の算出にあたっては、次の 1)～3)項によることとする。

1）運搬距離は、施工現場の中間地点から施設までとする。

2）施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。

3）運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルートを標準とし、安価となるルートを選定する。

２　間接工事費

１．現場管理費

(1)「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。

1）処分費（再資源化施設等の受入費を含む）

2）上下水道料金

3）有料道路利用料

区　分	処分費等が「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％を超える場合又は処分費等が３千万円を超える場合
共　通 仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
現　場 管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。
一　般 管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(Ｐ)」の３％の金額を率計算の対象とし，３％を超える金額は率計算の対象としない。 ただし，対象とする金額は３千万円を上限とする。

（注）１．上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
２．スクラップ控除額については、間接工事費等の対象外とする。
３．上表により難い場合は別途考慮するものとする。

第３章　一般管理費等

１　一般管理費等

１．一般管理費等率の補正

(1)前払支出割合の相違による取扱い「

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第２の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第１で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

別表第３の保証の方法ごとに定める補正値を別表第１で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行なった場合は、その率に別表第３の補正値を加算して得た率とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第１　一般管理費等率

(1)前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

工　事　原　価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

［一般管理費等率算定式］

Gp＝-5.21826×LOG(Cp)＋60.08343 （%）

ただし、Gp：一般管理費等率(%)

Cp：工事原価(円)

（注）Gp の値は、小数第３位を四捨五入して２位止めとする。

別表第２　一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補　正　係　数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）別表第１で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

別表第３　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値（%）
ケース１：発注者が金銭的保証を必要とする場合。（工事請負契約書第５条を採用する場合）	0.04
ケース２：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース３：ケース１及び２以外の場合	補正しない

（注）１．一般工事については、原則としてケース１とし、基本的にケース２は適用しない。

２．ケース３の具体例は以下のとおり。

・大阪市契約規則第３４条第１項第１号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。

・契約保証を免除することができる工事請負契約である場合。

３．工事請負契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

（ 参　考 ）

・大阪市契約規則　第 34 条第１項第１号

有資格者による指名競争入札及び随意契約において、契約金額 1,000,000 円以下の請負契約（工事又は製造の請負契約にあっては契約金額 1,500,000 円以下のものとする。）又は契約金額 1,000,000 円以下の物品の買入契約をするとき。

・「工事請負契約における契約保証に関する取扱いの一部改正について」（平成 25 年 12 月 26 日 契第 3209 号）より

工事請負契約（ただし、大阪市契約規則第３４条第１項第１号の規定による契約書の作成を省略するものを除く。）のうち、その工期が 60 日未満のもの又は契約金額が 500 万円未満のいずれかに該当するものに限り、契約保証を免除することができる。

２　諸経費の算出について

１．諸経費算出における対象額

工事が複数号工事で構成される場合は、各号工事の直接工事の合算額とする。

３　端数整理等

１．端数整理

一般管理費にて端数調整を行い、工事価格を万円止めとする。
なお、変更時においては工事価格を千円止めとする。

第８章　時間的制約を受ける公共工事の積算

１　時間的制約を受ける公共工事の積算について

１．公共土木工事において，下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け，通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

（３）労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは，以下の方法により行うものとする。

１)作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお，標準拘束時間は９時間とする）

作業時間＝拘束時間－１時間（休憩時間帯）（なお，標準作業時間は８時間とする）

作業時間には、会社等での準備・後片付けや会社から現場までの移動時間(以下「準備等時間」という)を含む。

また、準備等時間は 30 分とする。

第９章　土木請負工事における現場環境改善費の積算

１　土木請負工事における現場環境改善費の積算

１．対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

２．適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、工事中の長期化が予想されるもの（仮囲いへの美装）、周辺環境からみて美装化等の配慮が必要であると思われるもの、地域住民からの要望があるもの等を対象とする。ただし、工事内容により現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

３．積算方法

（１）現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$K = i \cdot Pi + \alpha$

ただし　K：現場環境改善に要する費用（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i ：現場環境改善費率（単位：％、小数第３位四捨五入２位止め）

Pi：対象額

（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が５億円を超える場合は５億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市(１),(２) 市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	５億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	５億円を超える場合	1.38	0.57

ロ．率に計上されるものは、別表－１の内容のうち原則として各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上されるものは、（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるなど現場環境改善費率分で行なうことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ．なお、経費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

（2）熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の必要性を確認のうえ、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、1（イ）．の算出式により算出される現場環境改善費の100％を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

（3）設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率ｉは変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

別表－1

計上費目	実　施　す　る　内　容　（率　計　上　分）
現場環境改善費 （仮設備関係）	1.昇降設備の充実　2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実　4．作業負荷の低減
現場環境改善費 （営繕関係）	1.現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実（交通安全誘導待機室を含む） 4．衛生設備・更生施設の充実等
現場環境改善費 （安全関係）	1.工事標識・照明等安全施設の充実、2．盗難防止対策 3.健康関連施設の充実　4．野生生物・害虫対策等
地域連携	1．広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、ＰＲ看板等） 2．見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3．社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4．現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

第 10 章　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

①　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

１．対象工事

発注者が、工事請負契約書第 20 条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第 21 条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

２．用語の意義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等

（２）　期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

３．請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

４．工期延長等に伴う増加費用

（１）　工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

なお、基本計画書とは、工事を中止した場合において、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する事項を記載したものであり、受注者が発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

（２）　増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

（３）　工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

５．増加費用等の考え方

５－１　本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

（１）　工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

（２）　工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

（３）　工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

（４）　工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

（５）　工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

５－２　契約後準備工着手前に工期延長等をした場合の費用

（１）　契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

（２）　発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

（３）　工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

５－３　準備工期間に工期延長等をした場合の費用

（1） 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
（2） 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。
（3） 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

6．増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

7．増加費用の算定

7－1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

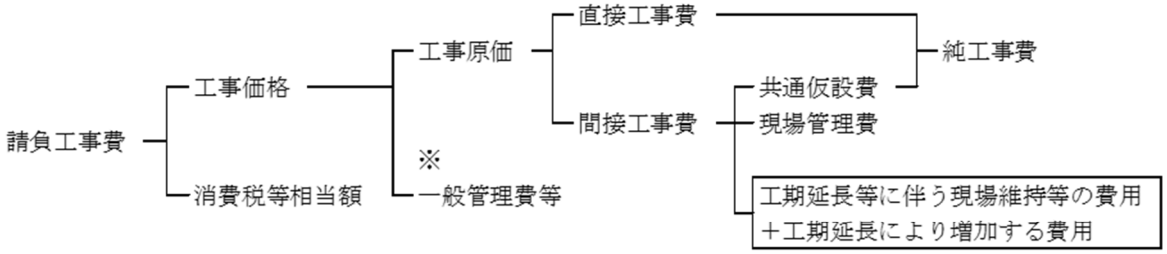

※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

（注） 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間３ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が３ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

7－2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

（1） 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1） 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。

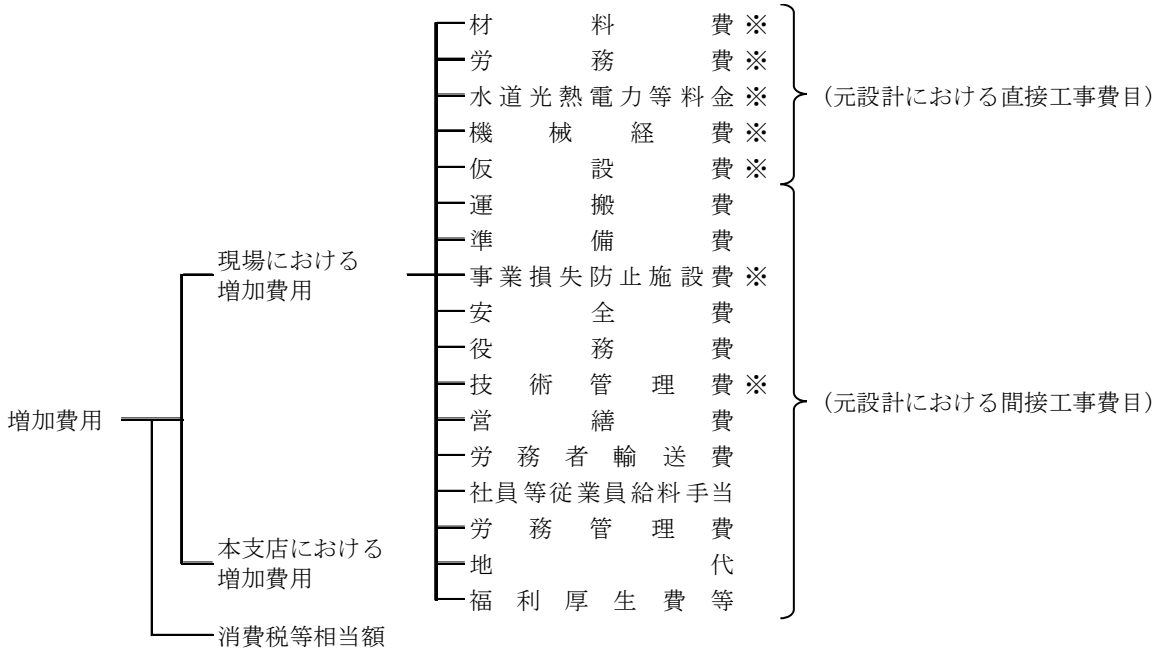

※積上げ項目

2） 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ｉ）現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した形状されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

ⓐ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

ⓑ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに

指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ⅱ）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

ⅲ）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

（2） 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$G = dg \times J + \alpha$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第４位四捨五入３位止め）

（前記２－２（１）２）に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

（前記２－２（１）１）に示す積上げ項目）

1）工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg=\left[A\left\{\left(\frac{J}{a\times J^{b}+N}\right)^{B}-\left(\frac{J}{a\times J^{b}}\right)^{B}\right\}\right]+\frac{(N\times R\times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％ 小数第４位四捨五入３位止め）
（前記２－２（1）２）に示す率項目）

Ｊ：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

Ｎ：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）
ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ，Ｂ，ａ，ｂ：各工種毎に決まる係数（別表－１）

別表－１

工種区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	－	－	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	－	－	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	－	－	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	－	－	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	－	－	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	－	－	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	－	－	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	－	－	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	－	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	－	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
ＰＣ橋工事	1238.0	－	－	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	－	－	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	－	－	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	－	－	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	－	－	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	－	－	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	－	－	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	－	－	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	－	－	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	－	－	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	－	－	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	－	－	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	－	－	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	－	－	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	－	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	－	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	－	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	－	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	－	－	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	－	－	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	－	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	－	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	－	－	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	－	－	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	－	－	－	－	－	－	-0.0824	－	－	－	－	－	－	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	－	－	－	－	－	－	-0.0673	－	－	－	－	－	－	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	－	－	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	－	－	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

（注） 係数Ａ・Ｂの区分の施工地域区分は、「第Ｉ編第２章②間接工事費３現場管理費」によるものとする。

第 13 章　設計変更

１．一般事項

(1) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 設計変更時における共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

２．設計変更における材料単価の取扱いについて

(1)「新工種及びその関連工種」の場合は、新単価（材料、労務、機械損料単価）により積算するものとし、「類似増工種及びその関連工種」の場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

(2) 新単価は指示時点における積算単価とする。

(3) 指示時点における単価の採用にあたっては変更指示書で処理するものとし、指示時点とは設計担当課の指示書により監督職員から受注者に書面で指示した時点とする。

３．設計変更の計算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

・設計額

設計変更の際、元設計及び設計変更の工種、細別等の金額は全て官積算額とする。

・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

第１回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第１回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第１回変更設計額} = \text{工事価格（落札率を乗じた額）} \times （１＋\text{消費税率}）$$

第２回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{\text{第１回変更請負額}}{\text{第１回変更官積算額}} \times \text{第２回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第２回変更設計額} = \text{工事価格（落札率を乗じた額）} \times （１＋\text{消費税率}）$$

第３回変更設計額

$$\text{工事価格（落札率を乗じた額）} = \frac{\text{第２回変更請負額}}{\text{第２回変更官積算額}} \times \text{第３回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第３回変更設計額} = \text{工事価格（落札率を乗じた額）} \times （１＋\text{消費税率}）$$

（注）1. 変更官積算とは、官単価、官経費を基に当初官積算と同一方法により積算する。

2. 請負額、官積算額は、消費税相当額を含んだ額。

3. 消費税率＝消費税率＋地方消費税率

（参考）

「新工種」

・設計変更に伴い内訳書に対応する工種が無く、当該工事の種別・細別等を新たに追加する必要がある工種

「類似増工種」

・施工時間帯（昼夜別）及び使用機種、使用材料等(一式計上の工種では、施工数量を含む）の変更で、構造、工法、位置、断面等の重要な変更に係わらない工種

・一式計上されたもので、工事目的物の数量の変化に応じ、現設計の積算条件範囲において変更するもの「工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成29年12月)」

第 14 章　その他

1. 工期の算定

（１）工期の算定は、4 週 8 休（土日現場閉鎖）により算出するものとする。

（２）標準的な工事の雨休係数は、1.8 とする。